

標津町水道事業管理者

標津町長 金澤 瑛

**水道法の一部改正に伴う
指定給水装置工事事業者制度の更新制導入について(通知)**

日頃より、標津町の水道事業に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、水道法の一部が改正されたことに伴い、令和元年10月1日より指定の更新制が導入されました。

この改正法により、指定の有効期間が従来の無期限から5年間となることから、指定給水装置工事事業者様におかれましては、有効期間内での更新手続きが必要となります。また、初回の更新手続きにつきましては、政令の規定に基づき、従前の制度で指定を受けた日によって、更新までの有効期間(1年～5年)が異なります。

標津町では、有効期間の範囲内で更新手続きの時期及び期間を、指定番号ごとに振り分けて別途設定させていただきたいと考えておりますので、何卒ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

なお、早期に手続きを行った場合にあっても、次回の有効期間の開始日に変更はございません。

1 初回更新手続きについて

※ 初回の更新手続きについては、次のとおりです。

指定番号	初回更新手続きの期間
標給水第 1 号 ～ 標給水第 6 号	令和 2 年 2 月 1 日 ～ 2 月 28 日
標給水第 8 号 ～ 標給水第 13 号	令和 3 年 2 月 1 日 ～ 2 月 28 日
標給水第 14 号 ～ 標給水第 15 号	令和 4 年 2 月 1 日 ～ 2 月 28 日
標給水第 16 号 ～ 標給水第 号	令和 5 年 2 月 1 日 ～ 2 月 28 日
標給水第 17 号 ～ 標給水第 号	令和 6 年 2 月 1 日 ～ 2 月 28 日

※ 初回更新手続きの期間は、有効期間ではございませんが、期間内での手続きにご協力願います。

2 申請時に必要な提出書類及び持参するもの(水道法第25条の2を準用)

- (1) 様式第一号(新規指定時の申請書と同様)
- (2) 様式第二号(欠格要件に該当しないことの誓約書)
- (3) 機械器具調書
- (4) 定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票の写し(個人)
- (5) 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの(免状又は技術者証の原本もしくは写し)

3 標津町が確認する項目(給水装置工事の指定制度等の適正な運用について)

【確認する内容】

- ① 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ② 業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
- ③ 給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

4 更新制度に関するお問い合わせ先

標津町建設水道課 水道担当係

担当 内村

電話 0153 - 82 - 2131 (内線231)